

熊本県内水面漁場管理委員会

第363回議事録

令和7年（2025年）7月30日開催

第363回熊本県内水面漁場管理委員会議事録

開催日時 令和7年(2025年)7月30日(水) 午後4時30分から

開催場所 県庁行政棟本館 5階 審議会室

出席者

(出席委員) 江藤 俊男、南本 健成、木下 優喜、小松野 太樹、堀川 泰注
齊藤 力、神田 美希、福井 春菜

(欠席委員) 皆川 朋子、松浦 ゆかり

(水産振興課) 課長補佐 松尾 竜生

(事務局) 事務局長(課長補佐) 石動谷 篤嗣 主幹 堀田 英一
主幹 宗 達郎 参事 徳留 剛彦 技師 寺嶋 卓海

審 議

1 開 会

2 議 事

議題

第1号議案

漁業権遊漁規則の変更認可について(諮問)

3 閉 会

| | |
|-------|---|
| 事務局 | <p>それでは定刻になりましたので、第363回熊本県内水面漁場管理委員会を開催いたします。</p> <p>委員会開催にあたり事務局から報告いたします。本日の委員出席者数は10名中8名で過半数に達しておりますので、熊本県内水面漁場管理委員会規程第5条の規定に基づき、本委員会が成立していることを報告いたします。</p> <p>議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。第363回熊本県内水面漁場管理委員会次第と書かれた資料を1部、漁業関係法令集を1部お配りしております。不足している資料はありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは江藤会長よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>皆さんこんにちは。非常にですね、暑い夏がやってきておるわけでございます。熱中症にならないように一人一人が努力して夏を乗り切ってもらいたいと思います。</p> <p>ただ今から第363回熊本県内水面漁場管理委員会を開会いたします。</p> <p>議事に入ります前に、熊本県内水面漁場管理委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は小松野委員と堀川委員にお願いいたします。</p> <p>また、議事録作成後は、漁業法第145条第4項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。</p> <p>第1号議案「漁業権遊漁規則の変更認可について」、水産振興課より説明をお願いします。</p> |
| 水産振興課 | <p>水産振興課でございます。漁業権の遊漁規則変更の認可について説明させていただきます。</p> <p>まず、漁業権について法令集に添付している資料を用いて説明させていただきます。法令集の上から1枚目をご覧ください。</p> <p>漁業権とは、都道府県知事が免許をするもので、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利になります。漁業権には、地元漁民が共同で漁場を利用して漁業を営む共同漁業権、一定の区域内で養殖業を営む区画漁業権、水深が27メートルより深い場所で定置漁業を営む定置漁業権の3種類があります。</p> <p>法令集の上から2枚目をご覧ください。内水面の共同漁業権にはあおのりなどの藻類、しじみなどの貝類などの水産動物を採捕する第一種共同漁業と、内水面で営むあゆ漁業や、やまめ漁業など</p> |

| | |
|----|---|
| 議長 | <p>の第五種共同漁業があります。</p> <p>熊本県内では、共同漁業権が17件免許されており、区画漁業権は免許がありません。</p> <p>法令集の上から3ページ目をご覧ください。共同漁業権の免許の内容として、漁業種類や漁業の時期が規定されていますが、使用可能な漁具や採捕可能な期間等は、漁協が定める漁業権行使規則や遊漁規則に規定されています。行使規則は、免許を受けた漁協の組合員が共同漁業権に基づいて漁業を営む際のルールを定めており、遊漁規則は、漁協に所属しない遊漁者などが遊漁を行う際のルールを定めたものになります。行使規則、遊漁規則共に変更する場合には、県の認可が必要となっています。</p> <p>資料の下段に遊漁規則を変更する場合の流れを示しています。漁業法第170条第4項で、遊漁規則の変更の認可を行うにあたっては、県は内水面漁場管理委員会へ意見を聴かなければならないと規定されています。</p> <p>今回、菊池川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、変更の認可についてお諮りするものです。</p> <p>資料3ページをご覧ください。</p> <p>内共第1号共同漁業権遊漁規則の全文につきましては資料4ページから10ページに掲載しておりますが、変更理由及び新旧対照表で説明いたします。</p> <p>今回の変更点は、第7条遊漁料の額及び納付方法の第2項、「遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。」の次に掲げる納付場所の(1)組合事務所の住所の変更です。</p> <p>菊池川漁業協同組合の組合事務所を移転したために変更が必要となったものです。</p> <p>以上が、遊漁規則の変更に関する説明になります。</p> <p>次に、都道府県知事が遊漁規則を認可する要件ですが、漁業法第170条第5項で、遊漁を不当に制限するものでないことと定められております。</p> <p>今回の改正につきましては、組合事務所の住所変更のみで、関係法令に抵触するものでもございません。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。</p> |
|----|---|

| | |
|------|---|
| 委員 | 異議なし。 |
| 議長 | 無いようですので、お諮りいたします。第1号議案「漁業権遊漁規則の変更認可について」、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。 |
| 委員 | はい。 |
| 議長 | それでは、第1号議案については、「特に意見なし」と答申します。 |
| 議長 | 本日、事務局が予定した議題等は以上ですが、皆さんから他に何かございませんか。 |
| 委員 | 特になし。 |
| 議長 | 事務局から何かありませんか。 |
| 事務局 | 事務連絡がございます。 お手元に全国内水面漁場管理委員会連合会の会報をお配りしています。 こちらの会報は、全内漁連から各委員の方に配付いただきたいということで、昨年度の実績等が載っておりますので、後程ご覧ください。以上になります。 |
| 議長 | 他にございませんか。 |
| 齊藤委員 | すみません。緑川漁協は70歳以上の遊漁料が半額になっているが、球磨川漁協や菊池川漁協はどうですか。 |
| 堀川委員 | 球磨川漁協は無料はありません。 |
| 議長 | 身体障害者の方は半額にしている。他は球磨川漁協と同じであります。 |
| 齊藤委員 | 緑川漁協は70歳から半額ということを知っているため、どうにかならないのかと思っております。 |
| 議長 | 菊池川漁協の組合員の3分の2は70歳以上です。中学生以下はあゆを獲る場合を除いて無料にしている。 |

| | |
|--------|--|
| 堀川委員 | <p>県外の方では女性が安いというところもあるらしいです。</p> |
| 議長 | <p>鑑札や賦課金で魚の放流をしなければならないが、放流経費が掛かるため、さらに安くすると漁協は廃業しなくてはいけなくなると思っています。</p> |
| 堀川委員 | <p>こちらでも話題になっているのが、若い人が組合に加入しない。あまり興味を持たない。組合員に若い人を増やす方法を知りたい。遊漁料を中学生まで（あゆを除いて）無料にしているが、あまり興味を持ってもらえません。</p> |
| 議長 | <p>出資金を1万円にしたが、高齢化で、毎年10人くらい組合員が減っていく。今、電子遊漁券というものもやっています。</p> |
| 議長 | <p>他にございませんか。</p> |
| 委員・事務局 | <p>特になし。</p> |
| 議長 | <p>無いようですので、これをもちまして第363回熊本県内水面漁場管理委員会を閉会します。皆様お疲れ様でした。</p> |